

お客様各位

金沢中央信用組合

## 電子交換所への移行に伴う当座勘定規定等の改正について

平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

今般、当組合は、電子交換所への移行に伴い、以下のとおり令和4年9月より当座勘定規定等を改正いたします。

また、当組合では預金規定等について、お客様にいつでもご確認いただけるよう、ホームページに掲載（<https://www.kanazawachuo.shinkumi.jp/>）しております。

なお、改正後の新规定は、改正前よりお取引いただいているお客さまにも適用されます。

### 1. 規定適用開始時期

令和4年9月1日（木）

### 2. 主な改正内容

#### （1）当座勘定規定の主な改正点

- ① 振出人等への支払済手形の受戻し期限の設定、および同期限経過後の取扱い規定の追加
- ② イメージファイルにより印鑑照合・手形用紙確認を行う旨の免責規定への追加

#### （2）手形用法・小切手用法の主な改正点

電子交換所システムの仕様にあわせ以下の改正を行います。

- ① チェックライターにより金額印字を行う場合には「,」（カンマ）を印字するよう規定を追加
- ② 使用可能文字を一覧化し追加
- ③ 金額欄、金融機関名、QRコード欄への記名捺印、訂正印等の押捺、金額複記または訂正等の記載被りを禁止する規定の追加、手形用紙へのメモ書き禁止箇所（手形・小切手文句、手形・小切手番号欄、QRコード欄）の追加

### 3. 対象となる規定等

改正の対象となる規定等は、以下のとおりです。

- 当座勘定規定（一般用）
- 当座勘定規定（専用約束手形口用）
- 約束手形用法
- 為替手形用法
- 小切手用法

なお、主な改正内容につきましては、「新旧対照表」をご確認ください。

以上

## ○ 当座勘定規定（一般用）

改正後	現行
<p>第7条（手形、小切手の支払）</p> <p>(1) 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。</p> <p><u>(2) 前項の支払にあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることを含みます）があります。</u></p> <p>(3) 当座勘定の払戻しの場合には、小切手を使用してください。</p>	<p>第7条（手形、小切手の支払）</p> <p>(1)（同左）</p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>(2)（同左）</p>
<p>第8条（手形、小切手用紙）</p> <p>(1) 当組合を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当組合が交付した用紙を使用してください。</p> <p>(2) 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。</p> <p>(3) 前2項以外の手形または小切手については、当組合はその支払をしません。</p> <p><u>(4) 当座勘定から支払をした手形または小切手のうちに、本人が振出したものではないものや改ざんが疑われるものがあつた場合には、直ちに当組合宛に連絡してください。</u></p> <p>(5) 手形用紙、小切手用紙の請求があつた場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。</p> <p><u>(6) 当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。</u></p> <p><u>(7) 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があつたときは、当組合所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当組合が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。</u></p>	<p>第8条（手形、小切手用紙）</p> <p>(1)～(3)（同左）</p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>(4)（同左）</p> <p>&lt;新設&gt;</p>
<p>第17条（印鑑照合等）</p> <p>(1) 手形、小切手または諸届け書類に使用された印影または署名（<u>電磁的記録により当組合に画像として送信されるものを含みます</u>）を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があつても、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。</p> <p>(2) 手形、小切手として使用された用紙（<u>電磁的記録により当組合に画像として送信されるものを含みます</u>）を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱いましたうえは、その用紙につき模造、変造、流用があつても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。</p> <p>(3) この規定および別に定める手形用法、小切手用法に違反したために生じた損害についても、第1項と同様とします。</p>	<p>第17条（印鑑照合等）</p> <p>(1) 手形、小切手または諸届け書類に使用された印影または署名 _____ を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があつても、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。</p> <p>(2) 手形、小切手として使用された用紙 _____ を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱いましたうえは、その用紙につき模造、変造、流用があつても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。</p> <p>(3)（同左）</p>
<p>第30条（保険事故発生時における預金者からの相殺）</p> <p>(1) この預金は、当組合に預金保険法に定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当組合に対する債務を担保するため、もしくは第三者</p>	<p>第30条（保険事故発生時における預金者からの相殺）</p> <p>(1)（同左）</p>

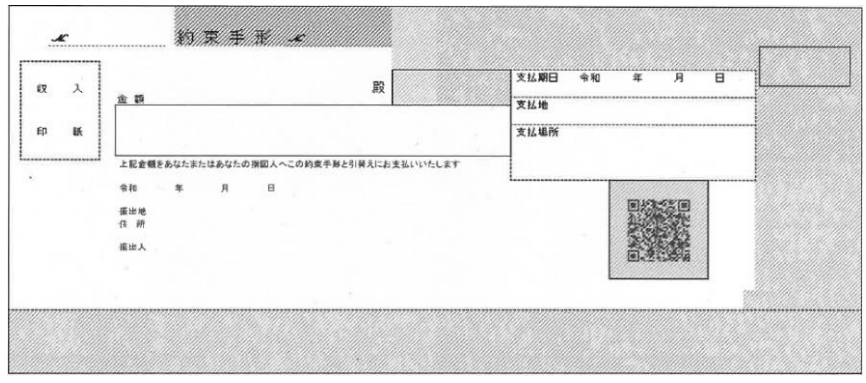
改正後	現 行
<p>の当組合に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。</p> <p>(2) 相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。</p> <p>① 相殺通知は書面によるものとします。</p> <p>② 複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には当該債務から、または当該債務が第三者の当組合に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。</p> <p>③ 前号の充当の指定のない場合には、当組合の指定する順序方法により充当いたします。</p> <p>④ 第2号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当組合は遅滞なく異議を述べ担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。</p> <p>(3) 相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当組合に到達した日までとして、利率、料率は当組合の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当組合の定めによるものとします。</p> <p>(4) 相殺する場合の外国為替相場については当組合の計算実行時の相場を適用するものとします。</p> <p>(5) 相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当組合の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。</p>	<p>(2) 相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。</p> <p>① 相殺通知は書面によるものとします。</p> <p>② 複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には当該債務から、または当該債務が第三者の当組合に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。</p> <p>③ 前号の充当の指定のない場合には、当組合の指定する順序方法により充当いたします。</p> <p>④ 第2号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当組合は遅滞なく異議を述べ担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。</p> <p>(3)～(5) (同左)</p>

○ 当座勘定規定（専用約束手形口用）

改正後	現 行
<p><b>第7条（手形の支払）</b></p> <p>(1) この当座勘定からは、呈示期間内に支払のため呈示された専用約束手形にかぎって支払います。その他の手形、小切手の支払はしません。</p> <p><u>(2) 前項の支払にあたっては、手形の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることを含みます）があります。</u></p> <p>(3) 当座勘定の払戻しの場合には、当組合所定の請求手続きをしてください。</p>	<p><b>第7条（手形の支払）</b></p> <p>(1) (同左)</p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>(2) (同左)</p>
<p><b>第8条（手形用紙）</b></p> <p>(1) 当店を支払場所とする専用約束手形を振出す場合には、当組合が交付した用紙を使用してください。</p> <p><u>(2) 当座勘定から支払をした専用約束手形のうちに、本人が振出したものではない手形や改ざんが疑われるものがあつた場合には、直ちに当組合宛に連絡してください。</u></p> <p>(3) 手形用紙の請求があつた場合には必要と認められる枚数を交付します。</p> <p>(4) 専用約束手形用紙以外の手形用紙および小切手用紙は交付しません。</p> <p><u>(5) 当座勘定から支払をした専用約束手形の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。</u></p>	<p><b>第8条（手形用紙）</b></p> <p>(1) (同左)</p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>(2)～(3) (同左)</p> <p>&lt;新設&gt;</p>

改正後	現行
<p><u>(6) 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当組合所定の手続きによって当該手形の写しを交付します。ただし、当組合が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。</u></p>	
<p>第15条（印鑑照合等）</p> <p>(1) 手形、請求書、諸届け書類等に使用された印影または署名（<u>電磁的記録により当組合に画像として送信されるものを含みます</u>）を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、その手形、請求書、諸届け書類等につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。</p> <p>(2) 手形として使用された用紙（<u>電磁的記録により当組合に画像として送信されるものを含みます</u>）を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱いましたうえは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。</p> <p>(3) この規定および別に定める約束手形用法に違反したために生じた損害についても、第1項と同様とします。</p>	<p>第15条（印鑑照合等）</p> <p>(1) 手形、請求書、諸届け書類等に使用された印影または署名 _____ を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、その手形、請求書、諸届け書類等につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。</p> <p>(2) 手形として使用された用紙 _____ を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱いましたうえは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。</p> <p>(3) （同左）</p>
<p>第27条（保険事故発生時における預金者からの相殺）</p> <p>(1) この預金は、当組合に預金保険法に定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当組合に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当組合に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。</p> <p>(2) 相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。</p> <p>① 相殺通知は書面によるものとします。</p> <p>② 複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には当該債務から、または当該債務が第三者の当組合に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。</p> <p>③ 前号の充當の指定のない場合には、当組合の指定する順序方法により充當いたします。</p> <p>④ 第2号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当組合は遅滞なく異議を述べ担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。</p> <p>(3) 相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当組合に到達した日までとして、利率、料率は当組合の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当組合の定めによるものとします。</p> <p>(4) 相殺する場合の外国為替相場については当組合の計算実行時の相場を適用するものとします。</p> <p>(5) 相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当組合の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。</p>	<p>第27条（保険事故発生時における預金者からの相殺）</p> <p>(1) （同左）</p> <p>(2) 相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。</p> <p>① 相殺通知は書面によるものとします。</p> <p>② 複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には当該債務から、または当該債務が第三者の当組合に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。</p> <p>③ 前号の充當の指定のない場合には、当組合の指定する順序方法により充當いたします。</p> <p>④ 第2号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当組合は遅滞なく異議を述べ担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。</p> <p>(3)～(5) （同左）</p>

○ 約束手形用法

改正後	現 行																														
<p>4. (1) 金額は所定の金額欄に記入してください。</p> <p>(2) 金額をアラビア数字(算用数字、1、2、3 …)で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには「※」、「★」などの終止符合を印字するほか、3桁ごとに「,」を印字してください。 なお、文字による複記はしないでください。</p> <p>(3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、<u>下表の文字一覧のとおり</u>改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。<u>また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。</u></p> <p>(4) <u>金額欄には、第2項または第3項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特になつ印や金額の複記が金額欄に重なることがないようにしてください。</u></p>	<p>4. (1) (同左)</p> <p>(2) 金額をアラビア数字(算用数字、1、2、3 …)で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには「※」、「★」などの終止符合を印字してください。 なお、文字による複記はしないでください。</p> <p>(3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、<u>壹、貳、參、拾など</u>改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。</p> <p>&lt;新設&gt;</p>																														
<p>5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届け印をなつ印してください。<u>ただし、訂正の記載やなつ印が、金額欄、信用組合名、QRコード欄に重なることがないようにしてください。</u></p>	<p>5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届け印をなつ印してください。</p>																														
<p>6. 手形用紙の右上辺、右辺ならびに下辺(クリアーバンド)などの余白部分(下図斜線部分)は使用しないでください。<u>また、記名なつ印や金額の複記その他の記載がQRコード欄に重なることがないようにしてください。</u></p>	<p>6. 手形用紙の右上辺、右辺ならびに下辺(クリアーバンド)などの余白部分(下図斜線部分)は使用しないでください。</p>																														
<p>●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧</p> <table border="1" data-bbox="167 1288 1276 1400"> <thead> <tr> <th></th> <th>1</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> <th>6</th> <th>7</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>漢数字</td> <td>壹</td> <td>壹</td> <td>貳</td> <td>貳</td> <td>參</td> <td>參</td> <td>肆</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="167 1422 1037 1523"> <thead> <tr> <th></th> <th>8</th> <th>9</th> <th>10</th> <th>100</th> <th>1,000</th> <th>10,000</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>漢数字</td> <td>八</td> <td>捌</td> <td>玖</td> <td>拾</td> <td>仕</td> <td>百</td> </tr> </tbody> </table> <p>(その他) 金、円、圓(円の異体字)、億</p> <p>※お取扱い上の誤り防止等のため、上表以外の異体字、崩し字のご使用はお控えください。</p> <p>&lt;新設&gt;</p>			1	2	3	4	5	6	7	漢数字	壹	壹	貳	貳	參	參	肆		8	9	10	100	1,000	10,000	漢数字	八	捌	玖	拾	仕	百
	1	2	3	4	5	6	7																								
漢数字	壹	壹	貳	貳	參	參	肆																								
	8	9	10	100	1,000	10,000																									
漢数字	八	捌	玖	拾	仕	百																									
<p>●約束手形用紙</p>  <p>(省略)</p>																															

○ 為替手形用法

改 正 後	現 行
<p>5. (1) 金額は所定の金額欄に記入してください。</p> <p>(2) 金額をアラビア数字(算用数字、1、2、3 …)で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには「※」、「★」などの終止符合を印字するほか、<u>3桁ごとに「,」を印字してください。</u> なお、文字による複記はしないでください。</p> <p>(3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、<u>下表の文字一覧のとおり</u>改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。<u>また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。</u></p> <p>(4) <u>金額欄には、第2項または第3項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特になつ印や金額の複記が金額欄に重なることがないようにしてください。</u></p>	<p>5. (1) (同左)</p> <p>(2) 金額をアラビア数字(算用数字、1、2、3 …)で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには「※」、「★」などの終止符合を印字してください。 なお、文字による複記はしないでください。</p> <p>(3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、<u>壹、弍、参、拾など</u>改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。</p> <p>&lt;新設&gt;</p>
<p>6. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届け印をなつ印してください。<u>ただし、訂正の記載やなつ印が、金額欄、信用組合名に重なることがないようにしてください。</u></p>	<p>6. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届け印をなつ印してください。</p>

●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧

	1		2		3		4		5		6		7		
漢数字	壹	壹	弍	弍	弍	貳	参	参	四	泗	肆	五	伍	六	陸

	8		9		10		100		1,000		10,000	
漢数字	八	捌	九	玖	拾	仕	百	陌	佰	千	仟	万

<その他> 金、円、圓(円の異体字)、億

※お取扱い上の誤り防止等のため、上表以外の異体字、崩し字のご使用はお控えください。

<新設>

●為替手形用紙

The image shows a draft bill form titled "為替手形". It includes fields for the amount (金額), date (支払期日), and parties (支払人/受取人). There are also fields for the issuing bank (銀行) and the place of issue (発行地). The form is designed to be filled out with specific information for a financial transaction.

(省略)

○ 小切手用法

改 正 後	現 行																																																																												
<p>4. (1) 金額は所定の金額欄に記入してください。</p> <p>(2) 金額をアラビア数字（算用数字、1、2、3 …）で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには「※」、「★」などの終止符合を印字するほか、3桁ごとに「,」を印字してください。なお、文字による複記はしないでください。</p> <p>(3) 金額を文字で記入するときは、文字の間を詰め、<u>下表の文字一覧のとおり</u>改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。<u>また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。</u></p> <p>(4) <u>金額欄には、第2項または第3項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特になつ印や金額の複記が金額欄に重なることがないようにしてください。</u></p>	<p>4. (1) (同左)</p> <p>(2) 金額をアラビア数字（算用数字、1、2、3 …）で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには「※」、「★」などの終止符合を印字してください。なお、文字による複記はしないでください。</p> <p>(3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、<u>壹、貳、參、拾など</u>改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。</p> <p><b>&lt;新設&gt;</b></p>																																																																												
<p>5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい小切手用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届け印をなつ印してください。<u>ただし、訂正の記載やなつ印が、金額欄、信用組合名、QRコード欄に重なることがないようにしてください。</u></p>	<p>5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい小切手用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届け印をなつ印してください。</p>																																																																												
<p>6. 小切手用紙の下辺余白部分（クリアーバンド）は使用しないでください。<u>また、記名なつ印や金額の複記がQRコード欄に重なることがないようにしてください。</u></p>	<p>6. 小切手用紙の下辺余白部分（クリアーバンド）は使用しないでください。</p>																																																																												
<p><b>●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧</b></p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th colspan="2">1</th> <th colspan="2">2</th> <th colspan="2">3</th> <th colspan="2">4</th> <th colspan="2">5</th> <th colspan="2">6</th> <th colspan="2">7</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>漢数字</td> <td>壹</td><td>壺</td> <td>弍</td><td>弍</td> <td>弍</td><td>貳</td> <td>參</td><td>參</td> <td>四</td><td>泗</td> <td>肆</td><td>五</td> <td>伍</td><td>陸</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td><td></td> <td></td><td></td> <td></td><td></td> <td></td><td></td> <td></td><td></td> <td></td><td></td> <td></td><td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td><td></td> <td></td><td></td> <td></td><td></td> <td></td><td></td> <td></td><td></td> <td></td><td></td> <td></td><td></td> </tr> <tr> <td>漢数字</td> <td>八</td><td>捌</td> <td>九</td><td>玖</td> <td>拾</td><td>仕</td> <td>百</td><td>陌</td> <td>佰</td><td>千</td> <td>仟</td><td>万</td> <td>萬</td><td></td> </tr> </tbody> </table> <p><u>〈その他〉 金、円、圓（円の異体字）、億</u></p> <p><u>※お取扱い上の誤り防止等のため、上表以外の異体字、崩し字のご使用はお控えください。</u></p>			1		2		3		4		5		6		7		漢数字	壹	壺	弍	弍	弍	貳	參	參	四	泗	肆	五	伍	陸																															漢数字	八	捌	九	玖	拾	仕	百	陌	佰	千	仟	万	萬		<p><b>&lt;新設&gt;</b></p>
	1		2		3		4		5		6		7																																																																
漢数字	壹	壺	弍	弍	弍	貳	參	參	四	泗	肆	五	伍	陸																																																															
漢数字	八	捌	九	玖	拾	仕	百	陌	佰	千	仟	万	萬																																																																